

【令和５年度】

坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名競争入札等参加資格者指名停止情報

No.	業者 コード	商号又は名称 本社所在地	代理人営業所等 代理人所在地	指名停止期間 始期～終期	期間	指名停止措置の根拠	事件の概要
1	1056	青木あすなろ建設(株) 東京都千代田区神田美土代町1	さいたま営業所 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-23-1	R5.4.25 ～ R5.6.24	2月	要綱第3条（別表第2第6号イ、建設業法違反）	左記事業者は、岩手県内における送水路工事において、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結したことについて、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月17日に国土交通省関東地方整備局から、同条第3項に基づく営業停止処分を受けた。
2	28010	(株)フソウ 香川県高松市郷東町792-8	埼玉営業所 埼玉県さいたま市浦和区仲町3-13-10	R5.4.25 ～ R5.5.24	1月	要綱第3条（別表第2第7号、不正又は不誠実行為）	三郷市発注の建設工事において、公訴時効が成立していることから逮捕等は行われていないが、左記事業者の使用人らが贈賄を行った事実が明確であるとして、埼玉県等から入札参加停止措置を受けた。
3	5049	(株)奥富設備 埼玉県狭山市青柳235		R5.6.8 ～ R5.8.7	2月	要綱第3条（別表第1第5号、公衆損害事故）	当企業団発注の「給・配水管第144号布設替工事その2」において、令和5年4月27日、施工中の安全管理措置が不適当であったため、自転車を持って移動中の近隣住民1名が負傷する事故を起こした。
4	14027	西武建設(株) 埼玉県所沢市くすのき台1-11-1	関東支店 埼玉県さいたま市大宮区宮町3-13-2	R5.8.21 ～ R5.10.20	2月	要綱第3条（別表第2第6号イ、建設業法違反）	左記業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、経営事項審査において、虚偽の申請を行ったことにより得た審査結果を公共工事の発注者に提出した。このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年7月21日に国土交通省関東地方整備局から、同条第1項に基づく指示処分及び同条第3項に基づく営業の停止命令を受けた。